

中村地区地区計画

矢巾町告示第17号

平成24年 3月30日

名称		中村地区地区計画	
位置		矢巾町大字南矢幅第8地割、第9地割、第10地割及び第12地割地内	
面積		約7.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		<p>本地区は、矢巾町役場から東に約0.5km、JR矢幅駅から南に0.5kmに位置し、周辺は土地区画整理事業で整備された既成市街地と隣接する地区であり、今後、民間による宅地開発が予定されている。</p> <p>したがって、無秩序な開発を防ぎ良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用に関する方針		住宅市街地として環境を保全するため、1戸建住宅を中心とした緑とゆとりある良好な居住環境の形成を図る。
	地区施設の整備の方針		緑とゆとりある居住環境の形成を図るため、幹線道路、区画道路及び公園を適正に配置する。
	建築物等の整備の方針		<p>安全で潤いのある居住環境の形成を図るため、建築物の敷地は、日照、落雪、堆雪及び緑化の出来る適正な規模とする。</p> <p>秩序ある街並み形成及び緑豊かな市街地環境の形成を図るため、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。</p>
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	道路（幅員10.5m 延長約290m）
		公園	公園（3ヶ所 約0.2ha）
	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
		建築物の形態又は意匠の制限	建築物の屋根の色は原色を避け、極力黒系統、茶系統及び赤系統を基調とする。建築物の外壁の色は原色を避け、極力無彩色及び茶系統の色を基調とした落ち着いたものとする。
		かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面し、かき又はさく等を設ける場合、これを生垣又は透視可能なフェンス（H=1.2m以下）とする。ただし、次に掲げる場合及び門柱はこの限りでない。</p> <p>道路地盤面から高さが60cm以下のコンクリートブロック造、石造その他これに類するものと、生垣又は透視可能なフェンス等を併用する場合。</p>
備考			